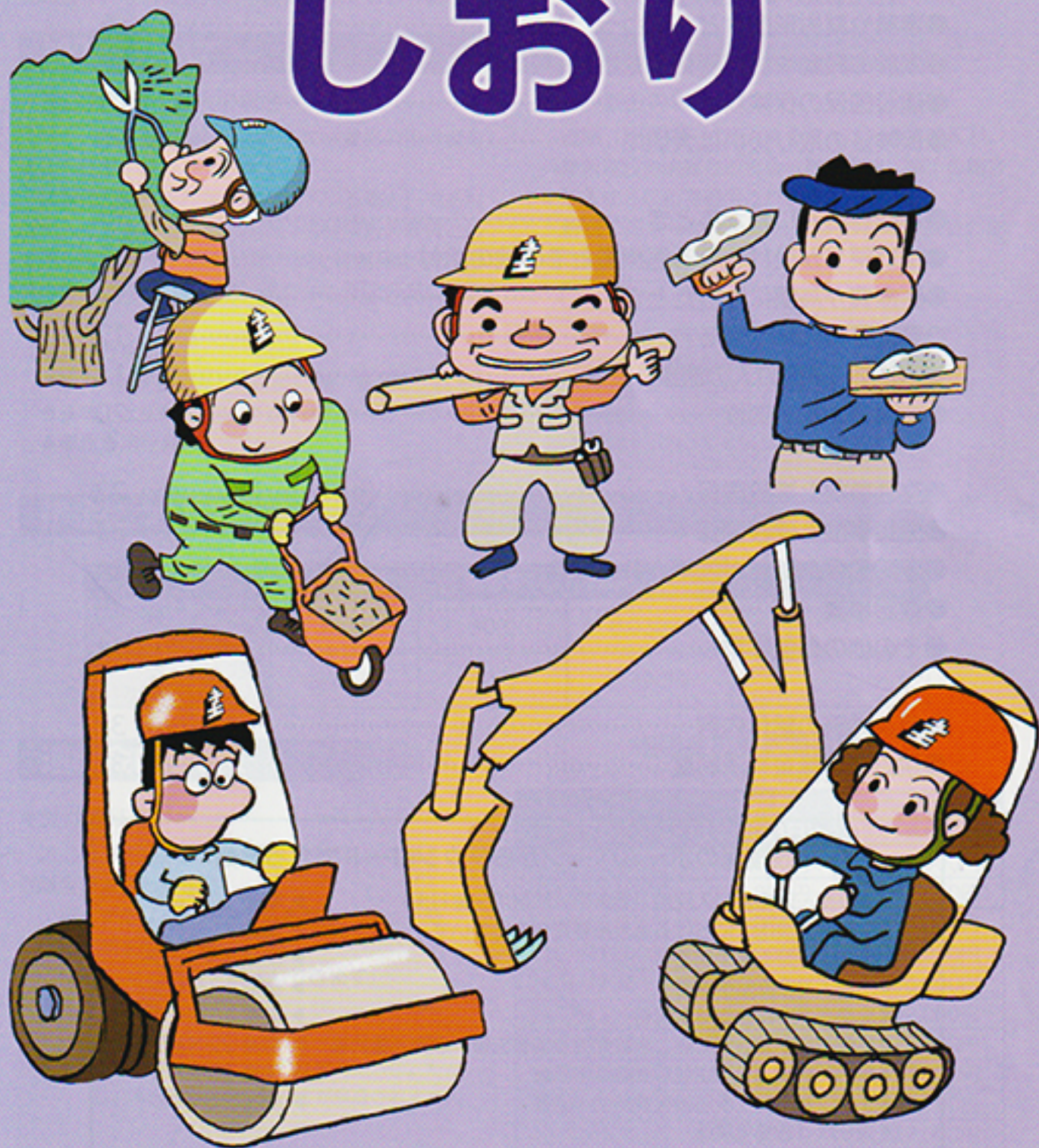


令和4年度版

建設国保の しおり



目次

●各種申請手続きに本人確認書類（個人番号確認と身元確認）の提示が必要です	1
●建設国保のしくみ	2
●建設国保に加入するとき・やめるとき	4
●事業や就労形態などが変わったとき	6
●家族の異動や住所変更のとき	7
●建設国保の保険料	8
●保険証の取り扱いは大切に	10
●お医者さんにかかるとき	11
●払い戻しが受けられる医療費とその他の給付	12
●医療費が高額になったとき	14
●柔道整復師にかかる方へ	17
●70歳～74歳の人の医療	18
●一部償還払い制度	20
●交通事故と建設国保	22
●労災事故と建設国保	23
●建設国保の給付が制限されるもの	24
●健診事業	25
●その他の保健事業	31
●県連共済の給付内容	32
●建設業退職金共済制度	33

建設国保のホームページからダウンロードできる書類

■療養費…明細書（入院用・外来用・調剤用・歯科用）	▶関連 12ページ
■兵庫県建設国保における海外療養費制度について	▶関連 12ページ
■傷病手当金支給申請書	▶関連 13ページ
■出産手当金支給申請書	▶関連 13ページ
■出産育児一時金支給申請書	▶関連 13ページ
■負傷等にかかる受給届、事故発生状況報告書、念書、誓約書	▶関連 22ページ
■集合契約による特定健診受診券申請願	▶関連 26ページ
■インフルエンザ予防接種費補助申請書	▶関連 31ページ
■委任状（各種申請時）	

各種申請手続きに本人確認書類 (個人番号確認と身元確認)の提示が必要です

マイナンバー制度により、建設国保も医療保険業務を取り扱う関係から、法律により被保険者の皆様の個人番号を収集・管理しなければなりません。平成28年1月からは個人番号欄がある申請書等に個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりました。

また、平成29年7月から国や自治体などの求めに応じて、医療に関する資格や給付の情報を提供することが義務付けられています。ご理解・ご協力をお願いいたします。


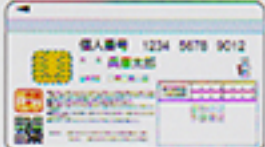
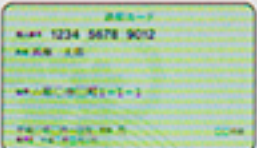
個人番号の利用目的について

当国保組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収事務で利用します。

本人確認(個人番号確認と身元確認)について

申請手続きの際は、法律により本人確認が義務付けられています。

資格取得の届出や現金給付などの申請手続きの際、なりすまし等事故防止のため、本人確認として**個人番号(マイナンバー)が確認できる公的書類**(個人番号カード等)と**身元確認ができる公的書類**(運転免許証等)の提示が必要です。

窓口に来た人	本人確認(個人番号確認、身元確認)ができるもの(例)		
組合員	①個人番号カード  	②通知カード  + 運転免許証(※1) または パスポート(※2)	③個人番号入り住民票 + 運転免許証(※1) または パスポート(※2)
組合員と 同一世帯の家族	窓口に来た人の身元確認書類 + 組合員本人の番号確認書類 (運転免許証(※1)) (個人番号カード、通知カード) (パスポート(※2)) (個人番号入りの住民票)		
代理人	委任状+代理人の身元確認書類 + 組合員本人の番号確認書類 (運転免許証(※1)) (個人番号カード、通知カード) (パスポート(※2)) (個人番号入りの住民票)		

●(※1)(※2)がない場合は、健康保険被保険者証と年金手帳等、複数の公的書類の提示が必要です。
 ●「個人番号通知書」は個人番号(マイナンバー)が確認できる公的書類にはなりません。

【注】個人番号(マイナンバー)に変更があった場合、14日以内に所属労働組合へ届出して下さい。

建設国保のしくみ

兵庫県建設国民健康保険組合（略称：建設国保）は、国民健康保険法という法律にもとづいて国民健康保険を運営する公法人で、組合の運動により兵庫県知事の認可を受けて昭和45年8月1日に設立しました。

建設国保は、建設産業に従事する組合員とその家族の健康を守るための医療保険で、労働組合が母体として運営する国民健康保険組合です。



医療保険のしくみ

病気などでお医者さんにかかると、びっくりするほどお金がかかります。そのため、日ごろからお金（保険料）を出しあい、国も一部を負担（補助金）して、患者にかわって治療費を支払うしくみが医療保険の制度です。

日本の医療保険は、地域保険といわれる国民健康保険（国保）と協会けんぽなどの被用者保険の2つに大別されます。

国保のしくみ

国保は、地域住民が加入する公営国保と、建設国保のように一定地域の同じ業種の人たちが集まって作る国保組合の2つがあります。

国保組合の被保険者（保険料を払い、保険給付などの保険の利益を受ける人）は、組合に加入している組合員とその世帯員である家族です。

建設国保の組織

建設国保の母体は兵庫県建設労働組合連合会で、連合会を作っている5つの労働組合が建設国保の支所という形で、保険料を集めたり、いろいろな国保の窓口事務を受けもっています。

建設国保の運営

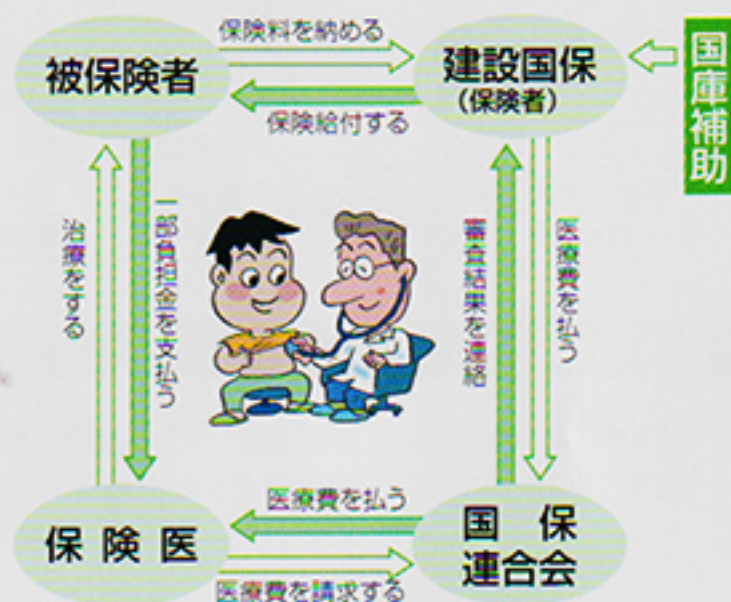
建設国保は、国や県の指導を受けながら独自に健康保険業務を行います。その運営は、1年間の事業計画・予算の決定や決算の認定を組合会（議員52名）が行い、業務の執行は理事会（22名）で行います。日常の事務は事務局が担当し、処理します。

建設国保のしごと

建設国保の主なしごとは、

- ①被保険者の数を正確につかみ、保険料をきちんと集める。
- ②保険医療機関（病院や診療所など）の医療費、その他の給付金や後期高齢者支援金などの拠出金を適正に支払う。
- ③被保険者の健康の維持・増進。

の3つになりますが、このほか、組合財政の安定と保険料が高くならないようにするために国や県・市の補助金増額の運動も重要です。



個人情報の取り扱いについて

建設国保では、個人情報保護法の施行に伴い、法律を遵守し、これまで以上に被保険者のみなさんの個人情報についての安全管理と適正な取り扱いに万全を尽くしていきます。

建設国保に加入するとき・やめるとき

加入資格

兵庫県建設労働組合連合会傘下の労働組合（裏表紙参照）の組合員で、住所が兵庫県内にあれば加入できます。

なお、特別な取り扱いとして京都、大阪、岡山、鳥取、徳島、香川の6府県内の市町村に居住し、兵庫県内にある事業所で建設関係の仕事に従事している人は加入できます。

●加入できる主な職種

大工	型枠大工	左官	とび工	建築板金工	石工
建具工	表具工	塗装工・看板取付工	電工	配管工	屋根葺工
ブロック積工	畳工	木工	タイル張工	造園工	土工
手伝	下地工	防水工	コンクリート工	内装工	外装工
家洗工	配筋工	鉄骨工	建築鉄工	レンガ積工	ハツリ工
解体工	床張工	天井張工	空調設備工	家曳工	ガラス工
サッシ工	シャッター工	昇降機組立工	家屋組立工	附帯設備工	さく井工
建築設計工・測量工	建築製図工	建設海事工	建築製罐工	建築防虫工	建設機械運転工
建材・資材運搬	現場監理	雑役	建築事務		

加入の手続き

加入申込書(資格取得届)に次の書類を添えて、母体労働組合の本部または支部へ申し込んでください。毎月、20日までにすべての手続きがすめば、翌月1日から建設国保の被保険者の資格が発生します。

加入申込書に添付する書類

- ①世帯全員の住民票(申請受付時点で3ヵ月以内に交付された**続柄及び個人番号の記載があるもの**)
組合員になる人とその世帯の全員が一括して(社保加入などの特別な人を除く)加入するのが原則ですから、続柄・生年月日などが記載された全員のものがが必要です。外国籍の人は国籍、在留資格、在留期間・期限の記載も必要です。
- ②職種がわかる書類
建設業許可証、請負契約書、発注書、労災保険の関係書類、
税務署受付印のある所得税確定申告書Bの写し、雇用証明書など
- ③誓約書
- ④社会保険の場合は**資格喪失証明書**
市町村国保などは申し込み時点における保険証の写し
- ⑤「償還金自動払に対する同意書」兼「振込先口座届」
- ⑥在学・扶養証明書……必要な人

※70歳以上の人は加入申請時、所得の証明が必要ですが、当組合はマイナンバー制度を利用して所得情報を市町村へ照会・取得します。ただし、所得情報を取得できなかった場合は「所得(非)課税証明書」が必要となります。

なお、本人確認として「**個人番号確認(組合員と申請対象者全員のもの)**」と「**身元確認**」書類の提示が必要です。(1頁参照)



虚偽の申告で建設国保に加入した場合

本人の職業や業態（職業や使用される事業所名など）など偽って加入した場合には、除籍になり、使った医療費全額を返還してもらうことがあります。

建設国保をやめるとき

- 組合員が建設国保を脱退するときは、1ヵ月前に所属労働組合への届出が必要です。
脱退するときは、必ず加入している方全員の保険証を所属労働組合の本部または支部へ返してください。

- 県外在住で、県内の事務所に勤務しなくなったとき
- 建設業以外の仕事に転職・転業したとき、または建設業を廃業したとき

- 資格がなくなった後に建設国保を使ったとき
下記の①～③の日から加入資格がなくなりますので、建設国保の保険証は使えません。
間違って使ったときは、医療費の全額を返還してもらいます。

- ①建設国保を脱退したとき・他の健康保険に加入したとき・
転出したとき・死亡したとき……………その翌日から
- ②保険料を2ヵ月以上滞納したとき……………滞納となった月の1日から
- ③生活保護の開始……………開始されたその日から

脱退の届け出は、すみやかにしてください

加入、脱退など異動の届出については、国民健康保険法施行規則第2条および第12条に基づき、14日以内にするよう義務づけられています。

なお、届出が遅れた場合は、資格喪失した期間の医療費はすべて返還していただきます。

事業や就労形態などが変わったとき

組合員は、下記(1)(2)のように変更があった場合、すみやかに所属労働組合へ届出てください。

(1) 職種や形態が変わったとき

- 建設業でなくなったとき（脱退するとき…5頁参照）
 - 従業員⇄事業主、一人親方になった
 - 個人事業主⇄法人事業主になった
- （保険料の変更…9頁参照）

(2) 法人事業所について

- 法人事業所を設立する
- 法人事業所に勤務することになったとき
- 法人従業員⇄法人代表者になったとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用することになったとき

健康保険「適用除外」
の承認手続き



法人化や雇入れの時は14日以内に届出を

法人事業所・従業員5人以上の個人事業所

株式会社や有限会社などのすべての法人事業所および従業員5人以上の個人事業所は、法律により強制適用事業所となるため、厚生年金保険と健康保険（協会けんぽ）の両方に加入しなければなりません。

しかし、**事実の発生した日（設立した日や従業員を雇用した日）から「14日以内」**に年金事務所で健康保険「適用除外」の承認を受け厚生年金保険に加入すれば、建設国保の資格を有することができます。（県外の法人事業所に勤務している人や、法人事業主の人は建設国保に加入できません）

ただし、「14日以内」の届出が困難な場合は年金事務所へ相談してください。

法人登記の手続きに日数を要する場合や書類の郵送に日数を要する場合等、事業主の責によらない事由により申請ができない事情があると認められた場合は、理由書を添えて手続きしてもらいます。

また、今後、法人化を検討されている方や、すでに健康保険適用除外の承認をうけている法人事業所等で新たに従業員を雇用される方、厚生年金を脱退される方（厚生年金を脱退した場合は建設国保には残れません）、もしくは2つ目の事業所を設立される方等は、直ちに所属労働組合へ届出てください。

適用除外について不明な点がありましたら、所属労働組合までお問い合わせください。

定期的に資格確認を実施

建設国保は建設業に従事している組合員とその家族の健康を守るための医療保険で、組合員の保険料と国からの補助金を財源に運営している関係から、建設業でない職種の方は加入できません。

当組合では、加入資格の適正化対策として、住所地、職種、事業や就労形態について、定期的に確認を行っております。再三お願いしても書類を提出いただけない場合は、本組合の規約に基づき建設国保の被保険者資格がなくなります。適正な補助金の確保と安定運営維持のため、ご理解とご協力をお願いします。（規約第9条より）

家族の異動や住所変更のとき

異動があったときは、必ず**14日以内**に保険証を持って、所属労働組合で手続きしてください。

なお、本人確認として「**個人番号確認**（組合員と申請対象者全員のもの）」と「**身元確認**」書類の提示が必要です。



		こんなとき	手続きに必要なもの
家 族	増 加	転入してきたとき	世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの) 結婚転入の場合は婚姻届受理証明書
		他の保険をやめたとき	世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの) と下記の書類 ・社会保険等脱退による加入の場合…資格喪失証明書 ・市町村国保からの加入の場合…市町村国保の保険証 コピー
		子どもが生まれたとき	世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの) ※組合員の子どもの場合、出生届出済証明欄でも可
		生活保護の打ち切り	生活保護廃止通知書と 世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの)
	減 少	転出したとき	転出証明書または 転出した人の除票または世帯全員の住民票(続柄及び 個人番号の記載があるもの)
		他の保険に入ったとき	資格取得証明書または新保険証
		死亡したとき	死亡診断書または除票
		生活保護をうけたとき	生活保護決定通知書
		65歳以上で広域連合の 認定をうけたとき	後期高齢者医療制度の保険証
		修学のため、住所を移したとき	在学証明書、修学先の世帯全員の住民票(続柄及び個 人番号の記載があるもの)
	家族が新たに 組合員として加入するとき	加入の手続き(4頁参照)	
そ の 他	住所の変更	世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの)	
	氏名の変更	戸籍抄本	
	保険証を紛失・破損	警察に届け出た届出受理番号・始末書、 破損の場合はその保険証	

※**住民票・戸籍抄本**は申請受付時点で**3ヵ月以内**に交付されたもの

※**外国籍の人を含む世帯**の場合は、住民票に「**国籍、在留資格、在留期間・期限**」の記載も必要

※加入時に、従前の保険が確認できない場合や無保険からの加入の場合は、届出日から**最大2年遡及**して資格取得となり、その間の保険料が必要となります。

※住民票が組合員と同じ住所(世帯)でない期間が生じた家族は、その期間、加入資格がなくなります。

※**社会保険など他の保険に加入された場合や、転出などで住民票が別になった場合は、すみやかに資格喪失の手続きが必要**となります。

※70歳以上の人は、加入時に所得の証明が必要ですが、当組合はマイナンバー制度を利用して所得情報を市町村へ照会・取得します。ただし、所得情報を取得できなかった場合は、「**所得(非)課税証明書**」が必要となります。

※75歳になると、自動的に建設国保の資格がなくなり、「**後期高齢者医療制度**」に資格が移ります。

(18頁参照)

建設国保の保険料

保険料は毎月キチンと納めましょう

建設国保の財政は、国の補助金と保険料の2本柱で、約半分はみなさんが納めた保険料でまかなわれています。

保険料は毎月、定められた日までに決められた方法で、組合費などと併せて所属労働組合に納めてください。



保険料はこうして決まる

- 保険料は、組合員の区分と家族の人数で決まります。
第3種と第6種は雇用証明書などの提出で認定されます。
- 健康保険料（医療給付分と後期高齢者支援金分）と介護保険料の合計が月額保険料です。

組合員と家族の区分とその保険料月額(令和4年4月～令和5年3月)

	区 分	医療分		介護分 (2号に限る)
			後期高齢者 支援分(再掲)	
組合員	第1種	満25歳未満の組合員	11,100円	(3,100円)
	第2種	満25歳～満30歳未満の組合員	15,100円	
	第3種	建設労働者・職人及び一人親方のうち 労災特別加入者 (法人事業所従業員を除く)	19,600円	
	第4種	親方・事業主及び一人親方	21,500円	
	特別第3種	満30歳以上の法人事業所従業員	20,800円	
	特別第4種	法人事業主（年齢を問わず優先）	32,300円	
	第5種	満70歳以上の組合員 (法人事業所従業員を除く)	18,000円	
	第6種	第3種に該当する女子組合員 (法人事業所従業員を除く)	17,300円	
家族	同一世帯内で	4人まで（1人につき）	4,600円	(2,300円)
		5人以上は1人につき	2,800円	
	特別保険料	学生・障がい者などを除く 満20歳～59歳の男子家族	15,300円	

後期高齢者支援金分の保険料

後期高齢者の医療費を医療保険者に加入しているすべての人が支援するため、医療分保険料に後期高齢者支援金を含めて納付することが、法律で決められています。

介護保険分の保険料(介護保険制度は市町が運営します)

組合員及び家族の年齢	介護保険の関係	介護保険料
40歳から64歳まで	第2号被保険者	建設国保の保険料と一括して納めます
65歳以上	第1号被保険者	それぞれの居住地の市町村に納めます

保険料の変更について

① 組合員区分の変更

変更内容	変更時期
法人事業主以外の方が 満25歳になったとき	自動的に誕生日の翌月から変更
法人事業主・法人事業所の従業員以外の方が 満70歳になったとき	自動的に誕生日の翌月から変更 (ただし、70歳になった人の誕生日が1日生まれ) の場合は法律によりその月から変更)
第2種組合員が満30歳になったとき	誕生日の翌月から 第4種または第3種・第6種(雇用証明書等が 提出されたとき)に変更 法人事業所の従業員は特別第3種に変更(雇用 が確認されたとき)
建設職人・一人親方労災特別加入者(第3種) ⇕ 事業主・一人親方等(第4種又は特別第4種)	毎月末日までに国保組合に証明書等を提出の 場合、翌月から変更される
個人事業主 ⇔ 法人事業主	

② 家族の増減

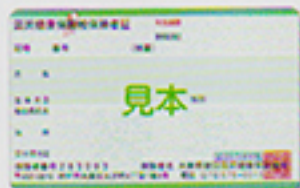
増減のあった月の保険料から変更されます。

③ 介護保険の増減

- 40歳または65歳になったとき、介護保険料が増減されます。
- 年齢に関する法律により、誕生日の前日から対象となりますので1日生まれの人は前月分より変更になります。
- 40歳または65歳になる人へ該当する2ヵ月前に「介護保険料の納入・変更について」のお知らせをします。

保険証の取り扱いは大切に

保険証は被保険者1人に1枚ずつ交付されます。
保険証の有効期限は毎年12月1日から翌年11月30日までの
1年間で、年1回更新します。
毎年11月に学習会などを開催し、保険証の交換をします。



①内容を確かめる

氏名や生年月日、住所
などの記載事項に誤り
がないかどうか、確か
めてください。



⑤家族の異動などはすぐ届出を

家族が増えたり減ったり
したときや住所が変わっ
たときなどは、14日以
内に届出てください。



②きちんと保管する

なくしたり、まぎれこ
んだりしないよう保険
証はきちんと保管・携
帯してください。



⑥紛失したり破損したとき

保険証をなくしたり、破
れたり汚して使えなくな
ったときは、すぐに再発
行の申請をしてください。
なくした保険証が出
てきたら、なくしたほう
を返してください。



③注意事項を必ず読む

保険証の裏面の注意
事項は必ず読んでく
ださい。



⑦やめたらすぐ返す

建設国保を脱退した
ら、必ず、すぐに保険
証を所属労働組合の本
部・支部に返してくだ
さい。返さずに保険証
を使った場合、医療費
は返してもらいます。



④保険証の貸し借りはダメ

保険証の貸し借りは
絶対にいけません。
詐欺罪で罰せられ、
医療費は全額返還さ
せられます。



お医者さんにかかるとき(療養の給付)

病気やケガ(私傷病) 歯痛などでお医者さんにかかるとき、国民健康保険を取り扱う保険医療機関に建設国保の保険証を提示すると、医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、保険診療による治療が受けられます。

(ただし、入院の部屋代や入れ歯の材料代の差額など保険診療以外の費用と、入院の食事代(下記参照)は自己負担となります。)

一部負担金の割合	0歳～就学前(小学校入学前)	就学児(小学校入学)～69歳	70歳～
	2割	3割	2割 (現役並み所得者は3割)

- 自己負担額が高額になった場合は、「高額療養費制度」があります。(14～16頁参照)
- 一部償還払い制度を実施しています。(20～21頁参照)

入院した時の食事代や生活に要する費用

入院の食事にかかる費用は、下記のとおり被保険者が一定額(標準負担額)を負担します。残りは建設国保が「入院時食事療養費」として負担します。

なお、65歳以上の方で療養病床に入院される方は光熱水費を含め「生活療養費」になります。生活療養費のうち食事代等の一部を国保が負担します。詳しくは医療機関の窓口でご確認下さい。

(注) 標準負担額は高額療養費の算定対象にはなりません。

食事代の標準負担額

区分	対象期間	標準負担額(1食につき)
一般	入院初日より	460円
※減額対象者	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 (過去12ヵ月の入院日数)	160円
	入院初日より	100円

※減額対象者

- ・標準負担額の減額を受ける場合には「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険医療機関に提示しなければなりません。
- ・減額対象者で入院されている人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(14頁参照)の申請をしてください。
- ・低所得者Ⅱ・Ⅰについては19頁参照

払い戻しが受けられる医療費とその他の給付

- 手続きには保険証が必要です。
- 給付金は登録口座（加入の手続き⑤ 4頁参照）へ直接振り込まれます。
- 給付金の請求権は2年の時効で消滅します。

療養費…医療費をいったん全額支払い、あとで払い戻しを受ける

- 申請によりあとから払い戻しが受けられます。（建設国保で審査決定した額の保険給付分を支給）
- 本人確認書類（**個人番号確認と身元確認** 1頁参照）の提示が必要です。

こんなとき	申請に必要なもの	受けられる給付
旅行中の急病など、緊急やむを得ない場合で保険証を使えなかったとき	傷病名と治療内容がわかる明細書 領収書	組合が必要と認めた場合 …保険点数の金額
海外渡航中に病気やケガの治療を受けたとき （治療目的の海外旅行や日本で保険適用でないものは対象外）	ア. 診療内容明細書 イ. 領収明細書 ウ. 調査に関わる同意書 エ. パスポート等（渡航期間がわかるもの） ※ア・イは外国語で書かれている場合は日本語の翻訳が必要	審査を依頼し組合で決定
治療用装具をつくったとき	医師の意見書、装着証明書 領収明細書、領収書	厚生労働省告示の基準額
医師が治療上必要と認めたもの 9歳未満の小児で、弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用の眼鏡またはコンタクトレンズをつくったとき	ア. 領収書（価格の内訳が載ったもの） イ. 保険医の作成指示書の写し（眼鏡などを必要とした理由が書かれたもの） ウ. 度数、用法が書かれた患者の検査結果 ※イとウについては処方箋などに両方書いてある場合もあります	●眼鏡 フレーム・レンズ一式の費用 （費用の上限38,902円） ●コンタクトレンズ 購入費用 （費用の上限16,324円） （注）再度作り直す給付には、経過年数が必要 5歳未満 …前回適用から1年以上 5歳以上 …前回適用から2年以上 ※アイパッチ及びフレネル膜プリズムは対象外

こんなとき	申請に必要なもの	受けられる給付
医師の同意があって、はり・灸・マッサージの施術を受けたとき（17頁参照）	_____	原則委任払い
柔道整復師の施術を受けたとき（17頁参照）	_____	国保を取り扱う柔整師は…委任払いによる現物給付

その他の現金給付…申請により支給される

	こんなとき	申請に必要なもの	受けられる給付
傷病手当金	組合員が4日以上仕事を休んだとき 組合員が建設国保の保険を使って診療を受け、労務不能のために仕事を休んだとき （同じ病気やケガまたはそれに起因する疾病については1回限り）	傷病手当金支給申請書 （医師と組織） （代表者の証明）	休業4日目から最高40日間入院に限り60日間 1日1,500円支給 入院は1日2,000円加算
出産手当金	女子組合員が、産後40日以内で仕事を休んだとき	出産手当金支給申請書 （医師と組織） （代表者の証明）	1日1,500円支給 入院は1日2,000円加算
出産育児一時金	子どもが生まれたとき 被保険者が出産（妊娠4ヵ月以上の死産・流産も含む）して、医療機関等への ※直接支払制度 の利用ができないとき 又は希望しないとき	出産育児一時金支給申請書 出生証明書 産科医療制度登録証の写し、領収書 医療機関との合意文書	1児につき…42万円
葬祭費	被保険者が死亡し、葬祭を行ったとき	死亡診断書または火葬許可書 会葬礼状（ない場合は申立書と領収書）	次の金額を喪主へ支給 組合員の死亡…60,000円 家族の死亡…40,000円
移送費	病気・ケガにより移動が困難であり、移送により適切な療養を受けたことが緊急その他やむを得ないと認められた場合	移送費支給申請書 領収書など ※本人確認書類 （1頁参照）が必要	審査を依頼し組合で決定
療養付加給付金 （「一部償還払い制度」） 20～21頁参照	病院などの窓口で一部負担金（保険診療分）を支払ったとき	「同意書兼振込口座届」で登録された口座に自動振込	組合員の入院及び通院…病院・歯科・調剤薬局を単位に1ヵ月（月の1日～末日）に支払った一部負担金（保険診療分）から それぞれ17,500円を超えた額を払い戻し

※ **直接支払制度**（高額な出産費用を準備する必要がなくなります）

医療機関等と被保険者の合意に基づき出産費用を建設国保が医療機関等へ42万円（産科医療対象外は40万8,000円）を限度に支払いますので、建設国保へ申請の必要はありません。

なお、出産費用が42万円未満の場合、出産から約3ヵ月で差額を登録口座（加入の手続き⑤ 4頁参照）に振込します。

医療費が高額になったとき

被保険者が医療機関等で一部負担金を支払ったとき、その支払額が自己負担限度額（16頁参照）を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

高額療養費には、(1)事前申請と(2)あとから申請して払い戻しを受ける方法があります。

申請に必要なもの

- 保険証

- 本人確認書類(個人番号確認と身元確認 1頁参照)の提示

※申請には所得の証明が必要ですが、当組合はマイナンバー制度を利用して所得情報を市町村へ照会・取得します。ただし、所得情報を取得できなかった場合は、「所得(非)課税証明書」が必要となります。

(1)事前申請「限度額適用認定証」【窓口負担が大幅に軽減されます】

- 70歳未満の人と、非課税世帯・課税所得金額380万円以上の世帯・課税所得金額145万円以上の世帯に属する70歳以上の人を対象

事前申請をして、「限度額適用認定証」(非課税世帯の場合「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を受け、これと保険証を医療機関等の窓口へ提出すれば、医療費の支払がそれぞれの医療機関等(入院・外来別)で自己負担限度額(16、19頁を参照)までとなります。

課税所得金額690万円以上・一般所得者の70歳以上の人は、高齢受給者証の提示で自己負担限度額までになりますので、「限度額適用認定証」は不要です。

【注意】事前申請を利用してもあとから申請が必要な場合もあります。

医療機関などで多数該当にあてはまるかどうか確認できない場合や「世帯合算」に該当するとき(16頁参照)は申請が必要です。

令和3年10月よりオンライン資格確認が開始され、本人が同意すれば医療機関が自己負担限度額を確認できるため「限度額適用認定証」の提示が不要となりました。ただし、オンライン資格確認を実施していない医療機関については、「限度額適用認定証」の提示が必要となりますので、申請手続きをしてください。

(2)あとから申請【給付金の請求権は2年の時効で消滅します】

国民健康保険法施行規則の一部が改正されたことにより、申請手続きを簡素化することが可能となりました。

令和4年1月診療分より、「国民健康保険 高額療養費支給・初回申請書」を提出いただくと、**同じ被保険者証番号の方については次回以降の申請手続きが不要となります。**(次ページ参照)

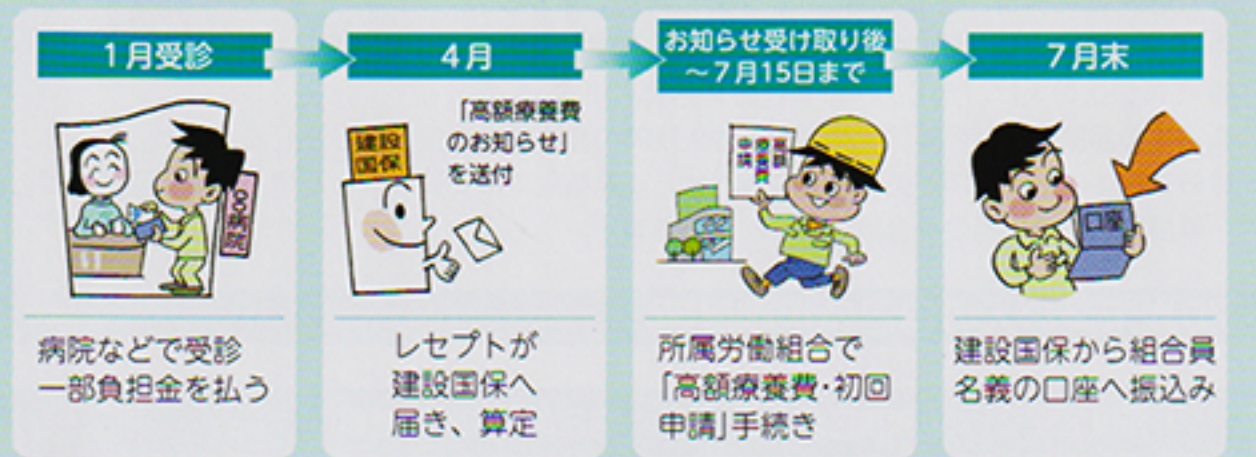
高額療養費に該当した場合、診療月からおよそ6ヵ月後以降の月末に、償還金等の「同意書兼振込口座届」で届出済みの口座に自動的に振り込まれます。

初回申請されていない人が高額療養費の支給対象になった場合、お知らせをしています。

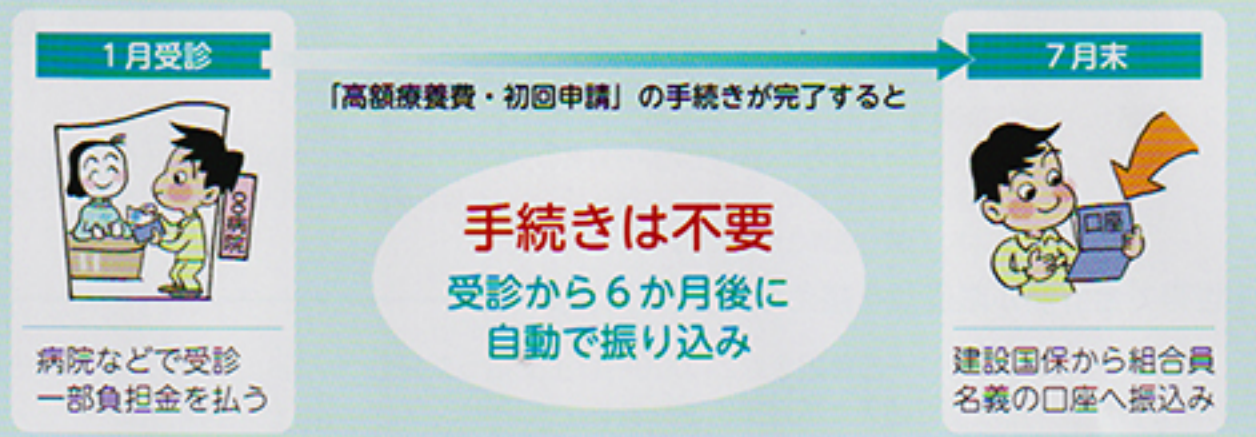
令和3年12月までの診療分は、簡素化の対象となりません。該当月ごとに領収書コピーを添えて申請手続きをしてください。

高額療養費の振込までのながれ

「高額療養費・初回申請」(例)



「高額療養費・初回申請」手続き完了後は…(例)



高額な治療を長期間受けるとき(特定疾病)【該当する人は申請して下さい】

厚生労働大臣が定める「高額長期疾病」の場合、建設国保が発行する「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示すれば、1ヵ月に1つの保険医療機関(入院・通院別)の自己負担限度額は1万円となります。ただし、70歳未満の人工腎臓(透析)を実施している慢性腎不全の方は所得(※)により自己負担限度額が2万円となる場合があります。

(※)…保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の人

長期特定疾病認定の対象疾病

- 人工腎臓(透析)を実施している慢性腎不全
 - 血友病(血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅶ因子障害または第Ⅸ因子障害)
 - 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
- 70歳未満の人工腎臓(透析)を実施している慢性腎不全の方の「特定疾病療養受療証」は所得に応じて自己負担限度額の判定を行い、毎年8月に更新します。(所得情報はマイナンバー制度を利用して市町村へ照会・取得します。ただし、所得情報を取得できなかった場合は「所得(非)課税証明書」が必要となります)
- 外来時に「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示し処方箋を発行され、調剤薬局で薬を受け取った場合、その医療機関と調剤薬局での一部負担金を合算して自己負担限度額を超える場合は、その超えた額を組合員からの申請によって、あとから払い戻します。

高額療養費の算定の基礎

- 「月の1日から月末まで」を1ヵ月として算定します。
- 70歳未満の人は、医療機関ごとに別々に計算します。
- 70歳未満の人は、同じ医療機関でも入院・通院・歯科は別々に計算します。
- 70歳以上の人は、全ての一部負担金を合算します。
- 入院の部屋代など保険診療の対象外や入院時の食事代は対象になりません。
- 外来時に、医療機関で処方箋を発行され、調剤薬局で薬を受け取った場合、その医療機関と調剤薬局での一部負担金は合算することができます。

70歳未満の人の自己負担限度額

※1 所得区分	※2 適用区分	自己負担限度額(月額)	※3 多数該当
901万円超	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※1 所得区分…基礎控除後の総所得金額

※2 適用区分…「限度額適用認定証」等の適用区分欄に記載される

※3 多数該当…1世帯で、12ヵ月以内に4回以上高額療養費の支給をうけると、4回目以降は上の表の限度額を超えた額が支給されます。なお、保険者が変わった場合や加入している「世帯」に変更があった場合には、回数は通算されません。

1世帯で合計額が限度額を超えた場合(世帯合算)

1世帯で、同じ月内に一部負担金を21,000円以上支払った場合が2回以上あったとき、それらの額を合算して限度額を超えた額が支給されます。

(70歳以上と70歳未満の支払合計額も世帯合算の対象となります)

高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方の負担額が高額になった場合、年間(8月診療～翌年7月診療)で世帯合算し、下表の自己負担限度額を超えた額が支給されます。申請が必要です。

※高額療養費と償還金(付加給付)にて支給済の負担金は合算対象外となります。

自己負担限度額

70歳～74歳の方だけの自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額(年額)
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

69歳以下の方を含めた自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額(年額)
901万円超	212万円
600万円超	141万円
210万円超	67万円
210万円以下	60万円
非課税世帯	34万円

この制度に該当するか確認したい方は「介護保険サービス利用状況」(①8月診療～翌年7月診療までの介護保険利用者負担の合計額、②介護サービス利用者名③被保険者証番号と組合員の住所、氏名)を書いたもの[用紙の指定はありません]を所属労働組合または建設国保に提出してください。申請手続きなどをお知らせします。

柔道整復師にかかる方へ

柔道整復師（整骨院や接骨院）にかかるときは、保険証が使えるものと使えないものがあります。

次のことに注意して、適正な治療を受けられるようお願いします。



柔道整復師（整骨院や接骨院）にかかるときの注意

- 保険証が使えない場合がありますので、負傷原因（いつ、どこで、何を、どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。
- 柔道整復師（整骨院や接骨院）が患者に代わって保険請求を行うため、柔道整復師（整骨院や接骨院）にかかる際には、「療養費支給申請書」の委任状欄に署名しなければなりません。この申請書には傷病名や施術内容、回数などが記載されているのでよく確認してから署名または捺印をしてください。
- 治療が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む）、挫傷など負傷原因が外傷性であることがはっきりしている場合 【負傷例】 スポーツ中に転んで膝を打った。	日常生活のなかの疲れや肩こり
	あんま・マッサージ代替りの利用
	スポーツなどによる肉体疲労
	加齢による腰痛や五十肩の痛み
	脳疾患後遺症などの慢性病
	漠然とした施術
事前に医師の診察と同意がある骨折、脱臼	【原則】 負傷原因が労働災害に該当する場合または、通勤途上におきた負傷
応急手当をする場合の骨折、脱臼（応急手当後の治療は医師の同意が必要）	同一の負傷について、同時期に病院（整形外科など）の治療を受けているときの整骨院や接骨院にかかった費用

※負傷の状態の確認のために定期的に医師の検査を受ける場合や、継続して施術が必要かについて確認するために対診して施術することは可能ですので、このような場合は医師の指示を得てその旨を柔道整復師に申し出てください。

70歳～74歳の人々の医療

70歳以上になると、高齢者医療の対象になります。所得の区分によって負担割合が違います。

70歳になったとき

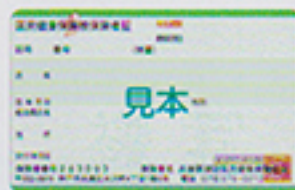
70歳になる誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月）から一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を交付します。

「高齢受給者証」の負担割合の判定に必要な所得情報は、マイナンバー制度を利用して照会・取得します。なお、所得情報を取得できない場合は、「所得（非）課税証明書」の提出をお願いいたします。

70歳から74歳の人に「高齢受給者証」を交付します

病院などの窓口で支払う一部負担割合を表示したもので、受診するときは「保険証」と「高齢受給者証」をいっしょに提示してください。

お医者さんは「高齢受給者証」で医療費の負担割合を確認します。



保険証



高齢受給者証

「高齢受給者証」は毎年8月に更新します

「高齢受給者証」に記載する一部負担金の割合は、前年の所得で判定するため、マイナンバー制度を利用して照会・取得します。（所得情報の取得については<70歳になったとき>参照）

75歳になると

75歳になると、自動的に建設国保の資格がなくなり、都道府県単位で設立した「広域連合」が運営する「後期高齢者医療制度」に資格が移ります。また、一定の障害がある65歳以上の人も認定を受けた日から対象となります。

- 組合員が75歳になると… 同時に家族の方も建設国保の資格を喪失します。家族の方はお住いの市町等で加入手続きが必要です。組合員の手続き及び組合員と家族の「保険証と高齢受給者証」の返却は不要です。
- 家族が75歳になると… 誕生日の翌日に建設国保の資格を喪失します。「保険証と高齢受給者証」の返却は不要です。組合員とその他の家族は建設国保に継続して加入します。

70歳から74歳の人の自己負担限度額(月額)

医療費の負担が限度額を超えたとき、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。

一部負担割合	所得区分	適用区分	外来個人	世帯(入院含む)
3割	課税所得690万円以上	現役並みⅢ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ※2(140,100円)	
	課税所得380万円以上	現役並みⅡ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ※2(93,000円)	
	課税所得145万円以上	現役並みⅠ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※2(44,400円)	
2割	一般所得者		18,000円 ※1(年間上限144,000円)	57,600円 ※2(44,400円)
	低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※1…支給対象となる場合は、支給申請のお知らせを送付します。内容を確認の上、申請してください。
なお、計算期間内に加入保険の変更などがあった場合には、建設国保のみでは自動的に金額を算出できませんので、支給申請のお知らせを送付できない場合があります。

※2…12ヵ月以内に4回以上高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目以降の限度額です。

一般所得者 70歳以上の全員が住民税課税所得145万円未満の人

低所得者Ⅱ 建設国保の加入者全員が住民税非課税の人

低所得者Ⅰ 建設国保の加入者全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人

- 入院の食事代は被保険者が一定額(標準負担額)を負担し、残りは建設国保が負担します。
- 住民税非課税世帯の人は、申請をして「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ保険証といっしょに提示すれば、上記のとおり、外来や入院・食事代の支払いが減額されます。

(食事代の標準負担額 11頁参照・医療費が高額になったとき 14頁参照)

- 所得区分145万円以上・380万円以上の人は、申請をして「限度額適用認定証」の交付を受け、これと保険証を医療機関等の窓口に提示すれば、医療費の支払がそれぞれの医療機関等(入院・外来別)で自己負担限度額までとなります。一般所得者世帯及び課税所得金額690万円以上の場合は、「高齢受給者証」を提示することにより自己負担限度額までの支払いとなりますので、「限度額適用認定証」の発行はできません。
- 70歳以上と70歳未満の支払合計額も世帯合算の対象となり、限度額は70歳未満の自己負担限度額(16頁参照)が適用されます。

75歳の誕生月の自己負担限度額(特例措置)

月の途中で75歳の誕生日を迎え、「後期高齢者医療制度」に移行する人の自己負担限度額は75歳の誕生月に限り「70歳から74歳の人の自己負担限度額」の半額になります。

一部償還払い制度

一部償還払い制度 (70歳未満の組合員が対象)

病院や診療所など（以下病院など）でかかった医療費（保険診療分に限る）のうち、自己負担分を病院などの窓口で支払っていただきますが、この自己負担分を軽減するために、あとから建設国保が払い戻す制度です。

償還金の支給対象となるもの

組合員が病院などの窓口で支払った一部負担金(保険診療分)のうち、入院・通院とも病院・歯科・調剤薬局を単位に1ヵ月(月の1日～末日)に支払った金額からそれぞれ17,500円を超えた額を払い戻します(次頁参照)。ただし、高額療養費の自己負担額(16頁参照)までを限度額とするため、高額療養費に該当する場合は、先に高額療養費の申請手続きが必要です。

一部負担金は、国保連合会(審査支払機関)の決定点数で計算するため、実際支払った金額と支給額に差額が生じる場合があります。

償還金の支給対象とならないものについて

- ① 組合員の入院・通院時の保険診療のうち、1レセプト単位で3割負担相当分が17,500円以下のもの。
- ② 保険給付の対象とならない入院時の食事代、移送費、70歳以上の人、公費負担医療費。
- ③ 公害認定患者の指定疾病にかかわるもの。
- ④ 労災・通勤災害(労災未加入者も含む)にかかわるもの。
- ⑤ 交通事故など第三者行為にかかわるもの。
- ⑥ 給付制限にかかわるもの。
- ⑦ 自損事故にかかわるもの。
- ⑧ 不正受診と決定したもの。
- ⑨ 加入前や脱退後の受診にかかわるもの。
- ⑩ 月の途中で脱退された方の自己負担相当分。(死亡以外)
- ⑪ 「償還金」の支払い月の時点で、受診月までの保険料が完納でない場合。
- ⑫ 「負傷等の原因についてのおたずね」の回答が指定期日までにないもの。

レセプト(診療報酬明細書)とは

病院などからの医療費の明細書のこと。

レセプトは各保険医療機関ごとに患者に対して毎月(月の1日～末日)1枚作成されます。

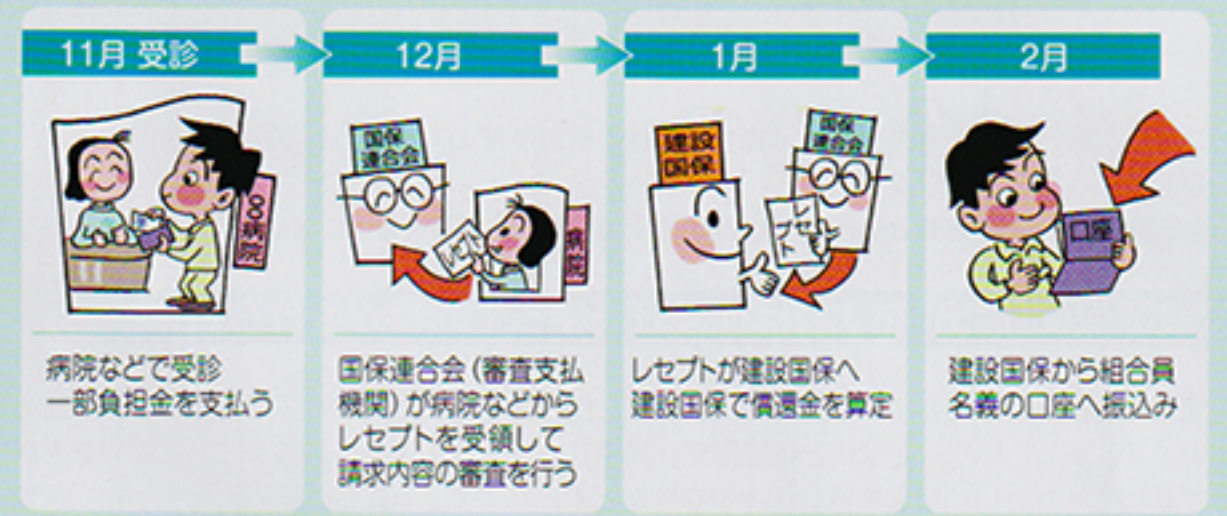
償還金の払い戻される時期について

通常の場合は、診療を受けた3ヵ月後に戻ってきます。(下記参照)

ただし、まれに病院などの請求が遅れた場合などは、4ヵ月目以降になりますのでご了承ください。
 その他、保険料の納付が遅れがちの人は、払い戻しが遅れる可能性があります。

償還金振込後、償還金が1,000円を超えた場合は「償還金支給決定通知書」により明細をお知らせしています。

受診から振込までのながれ(例)



あとから戻る「償還金」の算出方法

例 1ヵ月(1日～月末)に2ヵ所の保険医療機関にかかったときに払い戻される金額は?

保険医療機関	窓口支払額	実質の負担額	払い戻し
A病院	30,000円	17,500円	12,500円
B調剤薬局	20,000円	17,500円	2,500円

15,000円
口座に振込み

※振込手数料は組合員負担

償還金の受け取り方

建設国保から、登録口座(加入の手続き⑤ 4頁参照)へ自動的に振り込みます。
 償還金の振込手数料は組合員負担となります。

	振込金額	振込手数料
ゆうちょ銀行	金額にかかわらず	66円
ゆうちょ銀行以外	50,000円未満	132円
	50,000円以上	187円

交通事故と建設国保

加害者負担が原則

交通事故など第三者の行為によるケガなどの治療費は、原則として加害者（第三者）が負担すべきものです。しかし、必要な手続きを取れば、一時的に建設国保で治療を受けることができます。この場合、加害者が負担すべき費用を、建設国保が一時立て替えて負担し、あとで被害者（被保険者）に代わり建設国保が加害者から返してもらうこととなります。（国民健康保険法第64条：損害賠償請求権）

ただし、被保険者の過失が大きい場合などは、給付制限の対象として治療費の全額または一部を返してもらうことがあります。

※自転車と自転車、自転車と歩行者、歩行者と歩行者の事故も第三者行為になります。

建設国保に「届出」をすれば保険証を使って治療が受けられます

交通事故など、第三者による傷害で建設国保を使うときは、法律で直ちに届出ることが定められています。もし、届出をしないと建設国保が負担した治療費を返してもらうこととなりますので、必ず届出てください。単独事故、同乗者事故なども同様です。（国民健康保険法施行規則第32条の6：第三者の行為による被害の届出）

※提出書類の様式は建設国保のホームページからダウンロードできます。

示談は慎重に

加害者と示談するときは、建設国保が払った治療費の負担や、後遺症が出たときの弁償などの問題もありますので、必ず所属労働組合もしくは建設国保に連絡し、相談してからにしてください。

一旦示談すると特別な事情がない限り、あとで変更や取消しをすることはできません。

交通事故にあったら

※必ず警察へ交通事故の届出をし、負傷による治療を受けるときは「人身事故」扱いの届出をしてください。

1 まず
落ち着いて



2 相手を
確認

ナンバー確認のほか、運転免許証などの必要事項も確かめること。



3 必ず
警察へ連絡

必ず警察へ連絡し、同時に建設国保にも届出ること。



4 示談は
慎重に

国保で治療を受けたときは、示談の前に必ず国保に連絡してください。示談はあせってする必要はありません。



労災事故と建設国保

仕事中のケガは労災保険を使って下さい

仕事中のケガや、仕事の原因でなった病気（職業病）、あるいは仕事の行き帰りの事故（通勤災害）は、労災保険（労働者災害補償保険法）が適用されます。傷病の程度に関わらず最初から労災保険の給付を受けてください。



労災保険に加入しよう（事業主・一人親方も特別加入ができます）

労災保険は、労働者やその家族の生活を守るためには欠かせないものです。

労災保険は「労働者」（他人から使われ、賃金を支払われる者）に対する保護を目的として、国が運営している制度です。

①当然（強制）適用事業所（法律で義務づけられている）

建設事業では、一人でも人を使う事業主は必ず加入しなければなりません。

事業主が故意または重大な過失により、労災保険に加入していなかったときは、政府はそれに要した費用（療養給付および介護給付を除く）の全額または一部を事業主から徴収し、併せて保険料をさかのぼって徴収します。（費用徴収制度）

②特別加入制度（任意加入）

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、障害または死亡に対して保険給付を行う制度ですが、事業主・一人親方も労働者に準じて保護することが適当であると認められる者は、特別に加入できる制度です。

アスベストによる健康被害と労災保険について

アスベストを取り扱う（または以前に取り扱っていた）建設労働者の中で、じん肺、肺がん、悪性中皮腫などアスベストとの関連性が指摘されている病気の疑いがある方は、労災保険の申請ができる場合もありますので、所属労働組合に相談してください。

なお、集団健診を受診した組合員を対象に、専門医による胸部エックス線写真の再読影を行い、有所見者には個別通知しています。（25頁参照）

労災保険については、所属労働組合（労働保険事務組合）にお問い合わせください。

建設国保の給付が制限されるもの

国保の保険給付は、法律で給付の範囲や内容を定めています。

次のような場合は、保険給付が制限されます(0~100%)

①他の保険の給付が受けられるとき

- 仕事や通勤中にケガをしたときなど… 労災保険が適用
 - ・ 仕事でのケガ (労災事故)
 - ・ 仕事が原因で起きた病気 (職業病)
 - ・ 仕事の行き帰りの事故 (通勤災害)
- 第三者行為 (交通事故など) によるもの… 22頁参照



②病気やけがと認められないとき

- ・ 美容整形
- ・ 健康診断など病気やけがの治療といえないもの

③一定の範囲で給付を制限するもの

- ・ けんか、泥酔、飲酒運転、速度違反など著しい不行跡による傷病
- ・ 自分でワザとした行為
- ・ 犯罪行為によるもの



「負傷等の原因についてのおたずね」を郵送しています

建設国保では、ケガなどで受診した被保険者に「負傷等の原因についてのおたずね」を郵送していますので、必要事項を記入し、回答期限までに返送してください。

この「負傷原因のおたずね」は、正しい保険給付で健全な運営を目的としています。回答がなかった場合や、虚偽の回答の場合は、治療費の全額または一部を返していただくこともあります。

保険証を使ってケガの治療をするときは、必ず建設国保へ届出てください。

健診事業

建設国保では、組合員と家族の健康を守るため、生活習慣病を中心とした病気の予防・早期発見のため、健康診断や人間ドックの補助をしています。〈健康事業一覧表 30頁参照〉
※年齢基準は年度末の3月31日現在です。

労働組合が実施する健康診断

毎年、各労働組合主催で健康診断を実施しています。充実した健診内容（下表）となっていますので、ぜひ受診しましょう。

また、じん肺・アスベスト関連疾患早期発見のため、**集団健診を受診した組合員を対象に専門医による胸部エックス線写真の再読影**をおこなっています。

	対象者	申込金
集団健診	組合員	2,000円
	家族被保険者	5,000円
特定健診	組合員・家族被保険者(40歳以上)	1,000円



受診方法

- ①健診実施日は各労働組合で設定しているので、くわしくは所属労働組合へお問い合わせください。申込金を添えて所属労働組合へ申し込みます。
 - ②健診当日は保険証を持参してください。
 - ③受診後、健診機関から健診結果が送られてきます。
- ※特定保健指導の案内があったら、ぜひ受けましょう。(26頁参照)

検査項目・検査内容		39歳以下	40歳以上
身体測定○	身長、体重、BMI	○	○
腹囲○	ウエスト周囲径	○	○
血圧○	安静時血圧	○	○
尿	たんぱく○、糖○、潜血	○	○
血液○	中性脂肪、HDL・LDLコレステロール、血糖、HbA1c、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP	○	○
血液	脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、貧血検査▲、血清クレアチニン検査(eGFRによる腎機能の評価を含む)▲など	○	○
心電図▲	安静時12誘導	○	○
聴力	オーディオメータまたは会話法	○	○
視力	左右裸眼視力、矯正視力	○	○
肺がん	胸部エックス線検査	○	○
大腸がん	便潜血検査	○	○
胃がん	胃造影検査または胃内視鏡検査	○	○
肝炎	HCV抗体、HBs抗原		○
前立腺がん	PSA (男性のみ)		○
眼底▲	眼底カメラ		○

○特定健診項目 ▲医師の判定に基づき実施する特定健診項目

市・町の健診などを利用した健康診断

「特定健診」を受診する場合

対象者	必要なもの	一部負担金
組合員・家族被保険者（40歳以上）	「受診券」と「保険証」	1,000円

- 健診日の予約をとって、所属労働組合へ「特定健診受診券」の申請をしてください。
- 健診日には「保険証」と「特定健診受診券」を必ず持参してください。

40歳以上の方へ

パート先や勤務先の事業所などで「特定健診」を受診された方は健診結果をご提出ください。

40歳以上が対象の「特定健診」の受診状況を把握するため、健診結果（保険診療で行なった血液検査・尿検査などは対象外）をお持ちの場合は、その写しを建設国保へ提出してください。クオカードを進呈します。なお、当該年度（4月～翌年3月末）の受診分は翌年8月末までにご提出ください。

（健診結果にない項目は追記してください。
太字は提出もれが多い項目ですので、ご注意ください。）



特定健診項目

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GTP、血糖またはヘモグロビンA1c、尿糖、尿たんぱく、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル、医師の判断、特定健診実施の医師の氏名、既往歴、自覚症状、他覚症状、服薬の有無（血圧・血糖・脂質）、喫煙の有無、採血時間など

特定保健指導（40歳以上対象）

健診の結果、メタボリックシンドロームに該当または予備群で、生活習慣病を発症するリスクが高いと判断された人に実施する、生活習慣改善のための支援です。約3～6ヵ月間、専門家によるアドバイスを無料で受けることができます。

（費用は建設国保が負担します）

- 労働組合が実施する健診を受診した場合
受診した健診機関より「保健指導」の案内があります。
- 市・町の健診などで受診した場合
保健指導を希望される方は、所属労働組合へ「特定保健指導利用券」の申請をしてください。

特定保健指導の案内があったら、ぜひ受けましょう。



レディース健診

●対象者

20歳以上の女性被保険者

●検査内容

集団健診と同様（25頁参照）の検査項目となりますが、レディース健診では胃がん検査の代わりに婦人科検査（乳がん・子宮頸がん）を受診することができます。

●一部負担金 5,000円

※組合員が利用する場合は、労働組合の健診と同様2,000円の一部負担金になります。
後日、領収書を添えて所属労働組合へ申請してください。差額を払い戻します。

●日程・会場を選んで受診

6月頃から実施される健診の中から、ご希望の日程・会場を選んで受診することができます。
会場一覧は建設国保のホームページにも掲載しています。

●申し込み方法

（1）郵送での申し込み

「レディース健診のご案内」に添付の申込用紙に必要事項を記入し、返信用封筒にて健診機関あてに郵送で申し込みます。

（2）インターネットでの申し込み

スマートフォンまたはパソコンにて申し込みます。申し込み方法等は「レディース健診のご案内」に記載しています。

※申し込みの締め切りは(1)(2)ともに9月末です。

くわしくは毎年4月頃、所属労働組合・支部に配布している「レディース健診のご案内」をご覧ください。

公的健診および人間ドックの脳検査（オプション検査）補助の廃止について

令和4年3月31日をもって、上記補助制度は廃止となりました。令和4年3月31日までの受診は補助対象ですので、領収書を添えて所属労働組合に申請してください。

補助制度	対象者	補助金額
公的健診 （市・町で実施するがん検診 や生活習慣病健診など）	組合員 家族被保険者	1人当たり2,000円まで （年度内4月～翌年3月）
人間ドックの脳検査 （オプション検査）	組合員	1人1回15,000円を上限に半額補助 （年度内4月～翌年3月）

*補助金の請求権は2年の時効で消滅します。

人間ドックの補助(組合員が対象)年度内(4月～翌年3月)1回限り

組合員を対象に、年度内(4月～翌年3月)1回に限り人間ドック料金の半額補助を行います。(上限あり)

補助金額(※)	
1日コース	上限 24,750円
2日コース	上限 37,950円

契約健診機関(29頁参照)を利用する場合

①予約する

契約健診機関(29頁参照)に申し込みをしてください。

申し込みの際には、建設国保の組合員であることを必ず申し出てください。申し出ないと補助が受けられません。

②所属労働組合へ連絡する

予約したらすぐに連絡してください。

③受診券を受けとる

後日、建設国保からご自宅へ「受診券」を郵送します。

「受診券」の同意書欄にご署名をお願いします。

※健診結果を健診機関から建設国保へ提出してもらうことに同意をいただくための署名です。

④受診する

健診機関に「保険証」と「受診券」を持参のうえ、受診してください。

(「受診券」がないと補助は受けられません)

窓口で利用者負担額(半額料金)を支払います。

⑤オプション検査を受けた場合

利用者負担額が補助金額(※)の上限に満たない場合は、その範囲内でオプション検査の半額を補助します。受診後、領収書(コピー不可)を添えて所属労働組合に申請してください。

※脳検査料金の補助(15,000円を上限に半額補助)は廃止になりました。(27頁参照)

脳検査も他のオプション検査同様に、上記の取扱いとなります。

契約していない健診機関を利用する場合

支払った料金の半額を補助します。(脳ドックも可)

ただし、補助金額(※)には上限があります。

受診後、領収書(コピー不可)・明細書を添えて、所属労働組合に申請してください。申請時に【質問票】の記入をお願いします。また、あわせて健診結果(写し)の提出をお願いします。

申請に必要なもの

- 領収書(コピー不可)
- 明細書 受診コース(1日、1泊2日、2日)、オプション検査及び検査料がわかるもの

支給決定通知書に「人間ドック健診結果提出のお願い」が同封されていた場合は、健診結果(写し)のご提出をお願いします。(40歳以上)

人間ドック契約健診機関一覧表（令和4年3月現在）

契約健診機関名 所在地・予約電話番号	基本 コース	健診料金 (注4)	利用者 負担額 (半額料金)	脳検査 (基本コース追加分) あり○ なし×
丸山病院 神戸市長田区 (078)642-1131	1日	41,800円	20,900円	○
神戸掖済会病院 神戸市垂水区 (078)781-7811(代)	1日	38,350円	19,175円	○
	1泊2日	67,040円	33,520円	
神戸マリナーズ厚生会病院 神戸市中央区 (078)351-6110	1日	36,260円	18,130円	○
神戸中央病院 神戸市 (078)594-8622 健康管理センター(北区) 附属健康管理センター(中央区)	1日	41,800円	20,900円	○ (注1)
	1泊2日	68,200円	34,100円	
新神戸ドック健診クリニック 神戸市中央区 (078)261-6736	1日	48,400円	24,200円	○ (注2)
	1泊2日	73,700円	36,850円	
神戸健診クリニック 神戸市中央区 0120-292-430(予約専用)	1日	42,900円	21,450円	×
神戸百年記念病院 神戸市兵庫区 (078)681-6111(代)	1日	49,500円	24,750円	○
	1泊2日	67,100円	33,550円	
健康ライフプラザ 神戸市兵庫区 (078)652-5207	1日	40,700円	20,350円	○
市民健康開発センター・ハーティ21 尼崎市 (06)6426-6124	1日	41,800円	20,900円	×
市立伊丹病院 (072)777-3773(代)	1日	44,000円	22,000円	○
	1泊2日	65,000円	32,500円	
加古川総合保健センター (079)429-2525	1日	38,500円	19,250円	×
明石医療センター (078)936-1101(代)	1日	39,600円	19,800円	○
加東市民病院 (0795)42-5511(代)	1日	38,800円	19,400円	○
	1泊2日	75,900円	37,950円	
姫路聖マリア病院 (079)265-5141	1日	44,000円	22,000円	○
公立神崎総合病院 (0790)32-2457	1日	40,700円	20,350円	○
公立宍粟総合病院 (0790)62-2410(代) (注3)	1日(※)	40,700円	20,350円	○
	1泊2日	61,600円	30,800円	

(注1) 脳検査は健康管理センター(北区)にて受診

(注2) 脳検査は他医療機関にて受診

(注3) 公立宍粟総合病院は現在中止で、再開は未定です

(注4) 4月より料金に変更になる可能性があります。受診の際はご確認ください

健診事業一覧表

		対象者	検査項目	利用方法	料金
労働組合が実施する健診 (25頁参照)	① 集団健診	39歳以下	身体計測 血圧、血液、尿 視力、心電図 肺・大腸・胃がん など	所属労働組合が発行する機関紙などで、健診の日程や受診方法の案内があります。 詳細は所属労働組合にお問い合わせください。	(申込金) 組合員 2,000円 家族 5,000円
	② 特定健診	40歳以上	特定健診 (身体計測、血圧、 血液、尿) 視力、眼底、心電図、 肝炎、肺・大腸・胃・ 前立腺がん など		(申込金)
			特定健診 (身体計測、血圧、 血液、尿)		1,000円
③ 市・町の健診 を利用した 特定健診 (26頁参照)	40歳以上	特定健診 (身体計測、血圧、 血液、尿)	実施機関へ申し込みます。 なお、特定健診受診券が必要なため、所属労働組合に申請してください。	(一部負担金) 1,000円	
④ レディース 健診 (27頁参照)	20歳以上 の女性	身体計測 血圧、血液、尿 視力、心電図 肺・大腸がん 婦人科(乳がん・ 子宮頸がん)など (40歳以上は 特定健診含む)	所属労働組合で健診案内をもらって、添付の申込用紙もしくはインターネットにて申込んでください。 【上記の①②③と重複受診はできません】	(一部負担金) 5,000円 ただし、組合員は申請により、上記①集団健診の申込金との差額を払い戻します	
人間ドック (28～29頁参照)	組合員	基本コース オプション検査	契約健診機関で受ける場合は予約をしたうえで所属労働組合に連絡してください。	年度内(4月～翌年3月) 1回、半額補助 (ただし、補助金額には上限があります) 1日コース 24,750円 2日コース 37,950円	

※①②③④のいずれかを年度内(4月～翌年3月)1回利用できます。
重複して受診した場合は、補助対象外となり全額自費になります。

その他の保健事業

インフルエンザ予防接種の補助

年度内(4月～翌年3月)同一世帯4,000円限度

建設国保の組合員もしくは家族被保険者がインフルエンザ予防接種を受けた場合、領収書を添えて所属労働組合へ申請して下さい。申請書の様式は建設国保のホームページからダウンロードできます。

●申請に必要なもの

保険証と領収書(予防接種を受けた人・接種日・接種の種類・医療機関名が記載されたもの)

健康教室の開催

組合員や家族を対象に、健康についての理解を深めていただけるよう、労働組合・支部主催で健康教室が開かれています。くわしくは所属労働組合へお問い合わせください。

宿泊旅行の補助(国内のみ)

建設国保が契約している旅行社で宿泊予約された場合、年度内(4月～翌年3月)2泊を限度に下記のとおり、宿泊補助しています。

契約旅行社	補助金額(1泊につき)	
	組合員	家族被保険者
JTB、日本旅行 近畿日本ツーリスト 阪急交通社	3,000円	2,000円 (大人も小人も同額)

- 利用可能店舗は建設国保のホームページに掲載しています。
- 一部利用できない店舗がありますので、申込み時に確認してください。
- 補助金以上の宿泊費用が発生した場合に限ります。
- 建設国保に加入している方に限ります。

利用方法

①旅行申込みする

旅行社に直接、宿泊予約します。

②「利用申込書」を準備

所属労働組合で「利用申込書」をもらってください。

③旅行社に「利用申込書」を提出

旅行社へ旅行代金を支払う際、必要事項を記入した「利用申込書」を提出します。旅行代金から補助金額を差し引いた金額を支払います。



県連共済の給付内容

※詳しくは県連（TEL078-575-7662）、もしくは所属労働組合にお問い合わせください。

科目	共済事由	給付金額	在籍期間	備考		
傷病見舞金	医師が労務不能と診断したとき 労災事故、交通事故、私傷病など、すべての傷病が対象 (待機期間は20日・休業21日目から)	入院・1日4,000円 60日迄 通院・1日2,500円 40日迄 最低補償額10,000円	2年以上	医療機関の証明書など。入・通院併給の給付日数の限度は60日		
		最低補償額10,000円	2年未満			
臓器提供見舞金	骨髄移植等または臓器移植(肝臓・腎臓)のドナーとなったとき	30,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	骨髄バンクが発行する証明書又は医師の証明書		
死亡弔慰金	組合員の死亡	50,000円 30,000円	3年以上 3年未満	・死亡診断書 ・埋(火)葬許可証又は抹消された住民票 (本人以外の場合)は組合員との続柄が確認できる書類		
	配偶者の死亡	20,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から			
	親の死亡 (実父母・養父母・継父母・組合員と同居している養父母)	10,000円				
	子どもの死亡 (組合員と同居している子供)	10,000円				
住宅災害見舞金 (ガレージ・店舗等、非居住部分は対象外)	火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両のとびこみなど	全焼(壊)70%以上 1,000,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	・消防署などの証明書 ・住宅の被害状況がわかるもの (住宅災害の写真、住宅修理の見積書や領収書のコピー、新聞に掲載された記事など)		
		半焼(壊) 50%以上 900,000円				
		30%以上 700,000円				
		20%以上 500,000円				
		10%以上 300,000円				
		一部焼(壊) 5%以上 200,000円				
	5%未満 50,000円					
	自然災害 (災害救助法発令の災害にも給付。損害額20万円超のみ対象)	風水害等			全壊 300,000円	・公的機関の罹災証明書又は被害証明書 ・住宅の被害状況がわかるもの (住宅災害の写真、住宅修理の見積書や領収書のコピー、新聞に掲載された記事など)
					半壊 150,000円	
		一部壊 30,000円以内				
床上浸水 150,000円以内						
地震等	全壊 100,000円					
	半壊 50,000円 一部壊 10,000円					
同居親族の死亡	100,000円					
結婚祝金	組合員の結婚	30,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	婚姻届受理証明書又は戸籍謄(抄)本		
出産祝金	組合員又はその配偶者の出産	10,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	住民票か医師の証明		
永年在籍功労金 (組合員)	円満退還	20,000円	20年以上	所属組合の証明書		
		50,000円	30年以上			

- [注] 1. 掛金月500円、組合に加入した月の2ヵ月後の1日以後に発生した共済事由により発効します。
 2. 給付金は組合員指定口座へ直接振込となります。なお、給付金の請求権は共済事由発生日から2年の時効で消滅します。
 3. 住宅災害見舞金の給付区分は公的機関の罹災証明書と異なる場合があります。
 [自然災害はこくみん共済coop(全労済)の規定による]
 他に、兵庫県建設労働組合連合会がこくみん共済coopと提携し、こくみん共済coopの共済商品をパック化した任意加入の「けんせつ共済アシスト」もあります。

建設業退職金共済制度

※詳しくは県連（TEL078-575-7662）、もしくは所属労働組合にお問い合わせください。

建設業退職金共済制度(略称 建退共)とは

建設労働者や一人親方を対象にした、国の退職金制度です。この退職金制度の適用を受けるためには、事業主から働いた日数に応じて共済証紙（退職金の掛金）を退職金共済手帳に貼ってもらうことが

必要です。

また、労働者が事業所や現場を移っても、それまでに貼った共済証紙が退職金の掛金として加算されていくという建設業界全体の退職金制度です。

加入について

*建設労働者・職人の場合

親方・事業主が申し込みをして従業員の掛け金を支払う仕組みになっています。

建設労働者（建設業に従事している職人）であれば加入できます。また、掛金は国税申告の経費として差し引けます。新規に加入した従業員には50日分の掛金が助成されます。ただし、下記の方は加入できません。

【加入できない方】

- 親方・事業主（法人の役員報酬を受けている者）
- 事業主と生計を一にする家族従事者
- 事務専用社員

*一人親方の場合

直接「建退共」に加入することはできませんが、兵庫県建設労働組合連合会（略称県連）傘下の組合に加入することで適用されます。

新規に加入した一人親方には50日分の掛金が助成されます。

人に雇われた時は

働いた日数分を現金で買うか、証紙で買ったときはその証紙を県連に届ければ、その日数分は自分で掛金を出さなくて済みます。勤務先の事業主が継続して掛けてくれる時は厚生協会をやめて、事業主から掛けてもらうこともできます。

掛金について

	1日の掛金	事務費	1カ月の支払額	納入先
職人 (1カ月25日で統一)	320円	30円	8,030円	労働組合・支部
一人親方 (1カ月23日で統一)	320円	30円	7,390円	

退職金について

*受け取り方

250日分の証紙が貼られていれば、次の場合に退職金が支払われます。

- ①職人または一人親方から事業主になった時
- ②建設業をやめた時
- ③55歳になった時（継続もできます）
- ④死亡した時

※納付日数が700日未満の場合は元本割れする場合がありますので、ご注意ください。ただし、本人死亡の場合は掛金が保証されます。

退職金の支給額の目安

(令和3年10月以降に加入し、日額320円で始めた場合)

納付月数	一人親方 1ヵ月(23日)	職人 1ヵ月(25日)
12月(1年)	28,000円	32,000円
24月(2年)	174,000円	194,000円
60月(5年)	458,000円	495,000円
120月(10年)	986,000円	1,089,000円
180月(15年)	1,557,000円	1,706,000円
240月(20年)	2,134,000円	2,342,000円
300月(25年)	2,747,000円	3,010,000円
360月(30年)	3,378,000円	3,731,000円
420月(35年)	4,052,000円	4,483,000円
480月(40年)	4,762,000円	5,267,000円

*予定運用利回りは経済情勢により5年に1度の見直しが行われます。

*上記は組合で加入した場合の支給額の目安です。

建設国保の母体である兵庫県建設労働組合連合会（略称県連）には、次の5組合が加入し、県下の各地域に支部や分会があります。

全国建設労働組合総連合（全建総連）

全建総連関西地方協議会

兵庫県建設労働組合連合会

神戸市兵庫区水木通5-2-9
☎078-575-7662

兵庫県建設国保組合

阪神土建労働組合

西宮市津門仁辺町4-28
☎0798-35-8278(代)

甲南土木建築労働組合

神戸市東灘区御影石町2-14-26
☎078-851-2251(代)

神戸土木建築労働組合

神戸市灘区岸地通5-1-14
☎078-871-1416(代)

兵庫県土建一般労働組合

神戸市兵庫区水木通5-2-9
☎078-576-6721(代)

東播建設労働組合

明石市田町2-2-22
☎078-922-2485(代)

建設労組は組合員の生活や仕事、権利を守るために次のような運動や事業に取り組んでいます。

1 仕事の確保

学校生協・こくみん共済coopとの提携、市町と共同や組合独自の増改築相談などで仕事の確保に努めています。

2 賃金運動

賃金獲得運動は、大手住宅企業との交渉や工事単価引き上げ運動を軸にして、賃金引き上げ（特に手取り賃金の引き上げを重点）に取り組んでいます。

3 技能向上と資格取得

建築士・作業主任者・技能士・職業訓練指導員などの講習、申請、再訓練を行い、建築技能専門学校も神戸・姫路・宍粟などで運営しています。また、いろいろな研修会や見学会も行っています。

4 税金対策

減税や税制民主化の運動とともに、日常の税務指導・申告相談・調査対策をキメ細かく行い、記帳講習にも取り組んでいます。

5 労働保険

厚生労働大臣の認可をうけた労働保険事務組合が労災保険・雇用保険の加入や補償・給付などの手続きを代行し、その改善運動も進めています。また、労災保険上乗せ保険として全建総連独自の「あぜん共済」も取り扱っています。

6 年金保険

厚生年金や国民年金などの年金制度の改善運動を進めています。また、国民年金に上乗せする「全国国民年金基金」の紹介業務を行っています。

7 共済制度

組合員相互の助け合いのために、県連独自の共済制度をもち、傷病見舞金、死亡弔慰金、住宅災害見舞金、結婚祝金、出産祝金などの給付を行っています。なお、この制度は組合員全員強制加入で、掛け金は組合費といっしょに納めることになっています。【※給付内容は32頁に掲載】

8 その他の事業

建設業の許可申請や年次届、交通事故の解決などの生活相談、青年や主婦の集い、レクリエーション活動などに加えて、県連や各組合の本部や支部の機関紙も盛んに発行しています。

